

玉野市総合事業 訪問型サービスの概要

単位表	①介護予防訪問介護相当サービスA2		②生活支援訪問サービスA3 (緩和した基準によるサービス)	
	単位(R7.4.1以降)		単位(R7.4.1以降)	
基本報酬	1,176 単位/月		事業対象者、要支援1、要支援2:週1回程度	
	2,349 単位/月		事業対象者、要支援1、要支援2:週2回程度	
	3,727 単位/月		要支援2:週3回以上	
	287単位/回	(月上限3,645単位)	235 単位/回	30分～45分
	163単位/回			
初回加算	200 単位/月		訪問介護に同じ	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位/月		訪問介護に同じ	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位/月		訪問介護に同じ	
口腔連携強化加算	50単位/回		訪問介護に同じ	
介護職員等処遇改善加算	訪問介護に同じ		訪問介護に同じ 要体制届	
特別地域加算	+15%		訪問介護に同じ	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%		訪問介護に同じ	
業務継続計画未策定減算	-1%		訪問介護に同じ	
同一敷地内建物等に居住する利用者又はこれ以外の同一建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合	×90% (「訪問介護×85%」の基準なし)		訪問介護に同じ	
同一敷地内建物等に居住する利用者への提供割合90%以上にサービスを行う場合	×88%		訪問介護に同じ	
【緩和型のみ】 有資格者訪問加算	従前相当サービスの有資格者要件を満たす者がサービス提供をした場合に算定する。 一体的にサービスを提供し、要件を満たす場合も算定可能。 体制届は不要だが、資格証の写しや訪問記録を一覧表等で記録しておくこと。		10 単位/回	

※月額包括報酬の日割り請求は、WAMNET_国保連インターフェース_介護保険事務処理システム変更に係る参考資料Ⅰ- 資料9を参考のこと。
※契約日が起算日となる場合は、利用者と事業所双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えない。

	介護予防訪問介護相当サービス（従前相当サービス）A2	生活支援訪問サービス（緩和型サービス）A3
サービス内容	身体介護・生活援助	生活援助
対象者	事業対象者、要支援1、要支援2	事業対象者、要支援1、要支援2
対象者の状態像	○訪問サービス計画へ身体介護サービスが一つでも位置付けられた者が対象 以下の利用者のうち、ケアマネジメントにより身体介護が必要と判断された者 ・身体機能や専門機能の低下等があり、身体介護などの専門的支援を必要とする者 ・自宅内はなんとか自立で動けるが、ADLに時間がかかる者 ・立位や歩行が不安定だが座位保持はできる者	○訪問サービス計画へ生活援助サービスのみが位置付けられた者が対象 ・ADLは自立し、IADLにおいては援助があることで、日常生活を営むことができる者
サービス内容	・「身体介護」「生活援助」とは、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）における「身体介護」「生活援助」をいう。 ・ADLの改善に向け、身体介護と生活援助を組み合わせるサービス提供を行う。	・家事代行ではなく、利用者の補助的行為を中心とし、できることは利用者にしてもらう。 ・利用者に対する生活援助IADLにおける部分的な支援を行う。 ・利用者の自立支援に資するよう、利用者の能力に応じ「調理、洗濯、掃除等の業務の補助行為」を通じ、生活機能の維持・向上を図る。 ・利用者の気力低下等による社会参加が難しい場合の見守り、声掛け等の支援を行い、行事や一般介護予防事業等への参加を促す。 ・直接介助は行わず、「声かけ・見守り・家事」などを一緒に行う。 ・入浴するための見守りはできない。 （自立支援を目的としているサービスであることを利用者へ伝え、提供可能・不可能なサービスを明文化し利用者に理解していただくことが重要）
利用者負担	1割～3割	1割～3割
サービスコード	A2（独自）	A3（独自/定率）
報酬 主な加算	○月額基本報酬(令和6年4月以降) 週1回程度：1,176単位／月（事業対象者、要支援1、要支援2） 週2回程度：2,349単位／月（事業対象者、要支援1、要支援2） 週3回以上：3,727単位／月（要支援2） 標準的なサービス：287単位／回（事業対象者、要支援1、要支援2） 短時間の身体介護：163単位／回（事業対象者、要支援1、要支援2） ○加算・減算 従前の介護予防訪問介護と同様	○基本報酬(令和6年4月以降) 30分以上45分未満：235単位／回 （利用者の都合により、短時間のサービスとなる場合でも、計画上の報酬を算定可能。キャンセル料の設定可能。） ○利用上限回数 週2回まで（事業対象者、要支援1） 週3回まで（要支援2） ○加算・減算 有資格者訪問加算（独自） 10単位／回

	介護予防訪問介護相当サービス（従前相当サービス）A2	生活支援訪問サービス（緩和型サービス）A3
指定基準	従前の介護予防訪問介護の基準と同様	緩和された指定基準
主な人員基準	○管理者：常勤専従1人以上 （支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所等の職務に従事可能）	○管理者：専従1人以上 （支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所等の職務に従事可能）
	○訪問介護員：常勤換算2.5人以上 【資格要件：岡山県が定める訪問介護の基準に準ずる 令和4年3月4日指第489号「訪問介護員等の具体的範囲等について」】 サービス提供責任者に加えて、 ・介護職員初任者研修修了者 ・訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程修了者 ※岡山県でヘルパー資格と見なされるもの ・居宅介護職員初任者研修修了者など	○生活支援訪問員：必要数 【資格要件：無資格者は、市の定める研修内容に沿って、訪問事業責任者が行う研修を受講し修了証を保管すること。他の事業所が行う研修を受講した場合も、研修を修了したものとみなす。研修修了後、各事業所で同行訪問すること。常勤要件なし。】
	○サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上又は常勤換算法 【資格要件：岡山県が定める訪問介護の基準に準ずる】 ・介護福祉士 ・社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程修了者 ※岡山県でヘルパー資格と見なされるもの ・保健師、看護師、准看護師＝旧1級課程修了者と見なす ・家庭奉仕員講習会修了者、家庭奉仕員採用時研修修了者＝旧1級課程修了者と見なす	○訪問事業責任者：生活支援訪問員のうち、利用者 60人 に1人以上 ただし、訪問介護や介護予防訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合における緩和型サービスの利用者は 0.5人 として算定できる。常勤要件なし。 「平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課 指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について」 【資格要件：「サービス提供責任者に同じ資格要件」かつ「介護保険事業又は第1号事業に従業者として1年以上従事した者に相当する者」】
	○サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上又は常勤換算法 【資格要件：岡山県が定める訪問介護の基準に準ずる】 ・介護福祉士 ・社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程修了者 ※岡山県でヘルパー資格と見なされるもの ・保健師、看護師、准看護師＝旧1級課程修了者と見なす ・家庭奉仕員講習会修了者、家庭奉仕員採用時研修修了者＝旧1級課程修了者と見なす	○訪問事業責任者：生活支援訪問員のうち、利用者 60人 に1人以上 ただし、訪問介護や介護予防訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合における緩和型サービスの利用者は 0.5人 として算定できる。常勤要件なし。 「平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課 指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について」 【資格要件：「サービス提供責任者に同じ資格要件」かつ「介護保険事業又は第1号事業に従業者として1年以上従事した者に相当する者」】
主な施設基準	○訪問介護に準ずる (1) 専用の（若しくは、間仕切り又は特定された）区画 ①事務室（他の事業と同一の事務室であっても可）又は区画 ②利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース (2) 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ①手指洗浄設備適否・設備、備品 ②消毒液等	
主な運営基準	○訪問介護に準ずる ①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	

訪問介護・従前相当・緩和型サービスの一体的提供

A. 訪問介護 B. 介護予防訪問介護サービス C. 緩和型サービス

■ 一体的にサービスを提供できる場合

原則：各サービスの基準を順守し、サービス担当責任者（訪問事業責任者）をそれぞれに定め、サービスの提供を行う。（単独型）

例外：同一サービス担当責任者が、A・B・Cいずれか複数のサービス提供責任者を兼ね、要介護者のみならず要支援者についてもサービスを提供する。（一体型）

■ サービス提供責任者（訪問事業責任者）の利用者人数に係る人員基準

○ サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上

○ 訪問事業責任者：生活支援訪問員のうち、**利用者60人に1人以上**（単独型）

ただし、訪問介護や介護予防訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合における緩和型サービスの利用者は0.5人として算定できる。

（根拠）基準省令第5条第6項において、指定訪問介護と第一号訪問事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、市町村の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たせばよい。

■ 計算例 利用者の数（全3か月の平均値）が70人（要介護又は従前相当40人、緩和型30人）の事業所の場合

利用者数＝40人＋30人÷2＝55人

（1）常勤換算方法を採用しない場合（別表（ア））

・「利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」

→別表（ア）40人超80人以下 よって、常勤のサービス提供責任者が2人必要

（2）常勤換算方法を採用する場合

① 常勤換算方法により必要となるサービス提供責任者の員数は「利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）→ $55 \div 40 = 1.375 \div 1.4$

② ①のうち、常勤のサービス提供責任者の必要員数は、「常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上」→別表（イ）40人超80人以下：2人－1＝1人

③ 非常勤のサービス提供責任者の必要員数→①－②＝1.4－1人＝0.4

ただし、非常勤のサービス提供責任者は、常勤換算方法で0.5以上となるため、配置すべき最低員数は、常勤のサービス提供責任者が1人、非常勤のサービス提供責任者が常勤換算方法で0.5以上となる。

その他

■定款・登記簿謄本

総合事業の実施にあたり、法人定款の目的欄に追加で位置付けること。

「介護保険法に基づく第1号事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」

■運営規程・重要事項説明書・契約書

総合事業の実施にあたり、「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要。

■指定申請等について

・他サービスの指定期間と合わせるために、前倒し申請を可能とする。（6年間の指定期間は固定）

■各種提出期限

・指定申請、更新申請→指定月（毎月1日）の前々月末日まで（新規指定は要事前相談） ・変更届、再開届→変更後、再開後10日以内

・廃止届、休止届→廃止、休止日の1か月前まで ・介護給付費算定に係る体制等届出→加算算定月の前月15日まで

■総合事業における指定等の整理表

例	指定を要する団体	ケアマネジメント、サービス提供
玉野市の被保険者（住民票も玉野市）が市内の事業所を利用	玉野市の指定を要する	玉野市包括、玉野市内の事業所が玉野市基準の総合事業を実施
玉野市の被保険者（住民票はA市）がA市の住所地特例対象施設を利用	A市の指定を要する	A市包括、A市の事業所がA市基準の総合事業を実施
玉野市の被保険者（住民票も玉野市）が他市Bの事業所を利用	玉野市の指定を要する	玉野市包括、B市の事業所が玉野市基準の総合事業を実施
他市Z（住民票もZ市）の被保険者が玉野市の事業所を利用	Z市の指定を要する	Z市包括、玉野市の事業所がZ市基準の総合事業を実施